

東金市地域防災計画改定の概要

本市では、災害対策基本法に基づき、防災対策を計画的に実施し市民の生命、身体及び財産を災害から守るため「東金市地域防災計画」を策定しています。関係法令の改正等に対応するため、令和5年3月14日に次のとおり改定を行いました。

1 関係法令等の改正に伴う修正

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
法改正に伴い、財政援助を受ける事業のうち次の事業を削除。
 - ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ・中小企業者に対する資金の融通に関する特例
 - ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (2) 警報・注意報発表基準一覧（気象庁）
令和4年11月24日時点基準へ変更。
- (3) 千葉県被害情報等報告要領
千葉県危機管理情報共有要綱（平成29年4月1日施行）へ修正。

2 指定地方行政機関の追加

災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣が新たに指定した機関の追加。

- ・地方測量部
- ・地方環境事業所
- ・地方防衛局

3 施設名称の修正

「公民館」→「コミュニティセンター」（令和4年4月1日変更）等、名称が変更となった施設の修正。

4 その他

字句の修正、資料編の更新等